

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について  
藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則を次のよう  
に定める。

2026年（令和8年）3月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部を改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、市、国、神奈川県又は公共的団体等が夜間照明設備を使用して開放施設を利用する場合の規定の追加等のため、所要の改正をする必要による。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 将 宏

藤沢市教委規則第 号

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「する団体」の次に「、市、国、神奈川県若しくはこの市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体又は市長が別に定める団体」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の登録は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則（令和6年藤沢市規則第67号）の例により行うものとする。

第8条第5項中「（令和6年藤沢市規則第67号）」を削り、「より」の次に「前条第2項の規定による」を加える。

第19条中「第8条第5項」の前に「第7条第3項、」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年教委規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用することができるもの)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 照明設備を使用して開放施設を利用すること（以下「特別利用」という。）ができるものは、前項各号のいずれにも該当する団体、<u>市、国、神奈川県若しくはこの市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体又は市長が別に定める団体</u>で特別利用をすることができる団体として登録を受けたものとする。</p> <p>3 <u>前項の登録は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則（令和6年藤沢市規則第67号）の例により行うものとする。</u></p> <p>(団体登録の申請手続等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げるものは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則 _____ の例により <u>前条第2項の規定による特別</u> 利用をすることができる団体として登録された団体（以下「特別利用団体」という。）とみなす。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第19条 <u>第7条第3項、第8条第5項、第10条第1項若しくは第3項、第11条</u></p>	<p>(利用することができるもの)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 照明設備を使用して開放施設を利用すること（以下「特別利用」という。）ができるものは、前項各号のいずれにも該当する団体 _____</p> <p>_____ で特別利用をすることができる団体として登録を受けたものとする。</p> <p>(団体登録の申請手続等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次に掲げるものは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則 <u>(令和6年藤沢市規則第67号)</u> の例により _____ 特別 利用をすることができる団体として登録された団体（以下「特別利用団体」という。）とみなす。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第19条 _____ 第8条第5項、第10条第1項若しくは第3項、第11条</p>

又は第14条第2項の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

又は第14条第2項の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。